

苫小牧工業高等専門学校国際委員会規程

規則第115号

制 定 令和3年2月10日

(設置)

第1条 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の国際化の推進及び国際交流に関し必要な事項を審議するため、国際委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 国際交流に関する企画・立案及び実施に関すること。
- 二 外国の教育機関等からの学生、教職員及び研究者の受入れに関すること。
- 三 学生及び教職員の海外派遣に関すること。
- 四 その他国際交流に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長（総務主事）
- 二 総務主事補
- 三 事務部長
- 四 総務課長
- 五 学生課長
- 六 その他校長が指名した者

(任期)

第4条 前条第六号に掲げる委員は、校長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（総務主事）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(定足数)

第6条 委員会の開催は、委員の5分の3以上の出席を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の審議の結果を校長に報告する。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。